

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二條 条例第二十五条第三項第五号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。</p> <p>イからネまで（現行のとおり）</p> <p>ナ 建築物の存する敷地内における次に掲げる工作物(イ)から(ハ)まで、又は(チ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(イ)から(ハ)まで、又は(チ)に掲げるものとなる工作物に限る。）</p> <p>(イ)から(ホ)まで（現行のとおり）</p> <p>(ウ) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第三号に規定する建築設備</p> <p>(ト)及び(チ)（現行のとおり）</p> <p>ラ及びル（現行のとおり）</p> <p>二から五まで（現行のとおり）</p> <p>第二十三條から第三十四條まで（現行のとおり） （特別地区内等における許可等を要しない行為）</p> <p>第三十五條 条例第三十条第一項第三号に規定する規則で定める行為は、特別地区については、次に掲げるものとする。</p> <p>一から八まで（現行のとおり）</p> <p>九 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの</p> <p>イから又まで（現行のとおり）</p> <p>ル 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。</p>	<p>第一条から第二十一条まで（略） （野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第二十二條 条例第二十五条第三項第五号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる工作物を改築し、又は増築すること。</p> <p>イからネまで（略）</p> <p>ナ 建築物の存する敷地内における次に掲げる工作物(イ)から(ハ)まで、又は(チ)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(イ)から(ハ)まで、又は(チ)に掲げるものとなる工作物に限る。）</p> <p>(イ)から(ホ)まで（略）</p> <p>(ウ) 建築基準法第一条第三号に規定する建築設備</p> <p>(ト)及び(チ)（略）</p> <p>ラ及びル（略）</p> <p>二から五まで（略）</p> <p>第二十三條から第三十四條まで（略） （特別地区内等における許可等を要しない行為）</p> <p>第三十五條 条例第三十条第一項第三号に規定する規則で定める行為は、特別地区については、次に掲げるものとする。</p> <p>一から八まで（略）</p> <p>九 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの</p> <p>イから又まで（略）</p> <p>ル 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。</p>

十から十二まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第三十六条から第四十二条まで (現行のとおり)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一から三まで (現行のとおり)

四 国の機関又は地方公共団体が捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの

イから二まで (現行のとおり)

ホ 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条第一項に規定する警察の責務として行つ行為

く (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

第四十四条から第四十七条まで (現行のとおり)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一から九まで (現行のとおり)

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ (現行のとおり)

ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第四十三条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則第二十二條の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第四十三条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。)

ハからルまで (現行のとおり)

十一及び十二 (現行のとおり)

第四十九条及び第五十条 (現行のとおり)

開発許可の対象となる地域の区分

十から十二まで (略)

2 (略)

第三十六条から第四十二条まで (略)

(捕獲等の禁止の適用除外)

第四十三条 条例第四十一条第二号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一から三まで (略)

四 国の機関又は地方公共団体が捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの

イから二まで (略)

ホ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として行つ行為

く (略)

五 (略)

第四十四条から第四十七条まで (略)

(保護区内における許可を要しない行為)

第四十八条 条例第四十三条第六項第二号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一から九まで (略)

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ (略)

ロ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為(条例第四十三条第四項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。)又は森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第二十二條の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為(条例第四十三条第四項第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。)

ハからルまで (略)

十一及び十二 (略)

第四十九条及び第五十条 (略)

(開発許可の対象となる地域の区分)

第五十一条 条例第四十七条第一項ただし書に規定する規則で定める地域(以下「甲地域」という。)は、次に定める区域を除く地域とする。

- 一 都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第三条第一項に規定する緑地保全地区
- 二 (現行のとおり)
- 三 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十二條第一項に規定する自然環境保全地域
- 四 (現行のとおり)
- 五 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第十条第一項に規定する国立公園又は同条第二項に規定する国定公園
- 六 東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)第五条第一項に規定する都立自然公園

七から九まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第五十二条から第六十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第五まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第二十五号様式まで (現行のとおり)

第五十一条 条例第四十七条第一項ただし書に規定する規則で定める地域(以下「甲地域」という。)は、次に定める区域を除く地域とする。

- 一 都市緑地保全法第三条第一項に規定する緑地保全地区
- 二 (略)
- 三 自然環境保全法第十四条第一項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第二十二條第一項に規定する自然環境保全地域
- 四 (略)
- 五 自然公園法第十条第一項に規定する国立公園又は同条第二項に規定する国定公園
- 六 東京都立自然公園条例第四条に規定する東京都立自然公園

七から九まで (略)

2 (略)

第五十二条から第六十九条まで (略)

別表第一から別表第五まで (略)

別記第一号様式から別記第二十五号様式まで (略)